

## ○総務省令第二十一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十八条第一項第二号ハ及び第二項の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月四日

総務大臣 林 芳正

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

(報告を要する事故)

第五十八条 「略」

2 法第二十八条第一項第二号ハの総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。

一 次の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時間以上電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部(付加的な機能の提供に係るものを除く。)の提供を停止又は品質を低下させた事故(他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。)であつて、当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数(総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの)がそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上のもの

電気通信役務の区分		時間	利用者の数
【一】三 略		四時間	十万
四 利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット関連サービス(一の項から三の項までに掲げる電気通信役務を除き、電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号の二に規定する電子メールサービス又は同項第十九号の三に規定するメッセージングサービスに限る。)であつて、前年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が一千万以上のもの		二時間	百万
五 利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット関連サービス(一の項から四の項までに掲げる電気通信役務を除く。)		二十四時間	十万
六 一の項から五の項までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務のうち、電気通信事業報告規則第一条第二項第六号に規定するインターネット接続サービス及びインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務(主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。)		二時間	十万
七 一の項から六の項までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務		二時間	百万
【二】 略		一時間	百万

(報告を要する重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態)  
 第五十八条の二 法第二十八条第二項の総務省令で定める事態(同条第一項第二号ハに掲げる事故が生ずるおそれがあると認められるものに限る。)は、次のとおりとする(前条第二項に規定する重大な事故に該当するものを除く。)  
 一 次のいずれにも該当する事態

(報告を要する事故)

第五十八条 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

電気通信役務の区分		時間	利用者の数
【一】三 同上		二十四時間	十万
四 利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット関連サービス(一の項から三の項までに掲げる電気通信役務を除く。)		十二時間	百万
五 一の項から四の項までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務		二時間	百万
【二】 同上		一時間	百万

(報告を要する重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態)  
 第五十八条の二 「同上」  
 一 「同上」

「イ」ニ 略  
ホ 次のいずれかに該当するもの

〔1〕 略

〔2〕 電気通信設備の故障等の発生時に、当該設備の機能を代替することとなっていた予備の電気通信設備（当該予備の電気通信設備の機能を代替することとなっていた予備の電気通信設備を含む。）へ速やかに切り替えることができなかった事態

〔3〕〔5〕 略

〔6〕 電気通信設備の設備容量を上回る処理が生じ、当該処理に対して電気通信事業者が想定していた措置が講じられなかった事態

〔7〕 電気通信設備に誤った設定情報やソフトウェア（仮想化した機能を制御するためのものを含む。）の組込が行われ、当該組込に対して電気通信事業者が想定していた措置による速やかな復旧がなされなかった事態

〔ハ〕 略

〔二〕 略

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

「イ」ニ 同上  
ホ 「同上」

〔1〕 同上

〔2〕 電気通信設備の故障等の発生時に、そのことを速やかに覚知できず、当該設備の機能を代替することとなっていた予備の電気通信設備（当該予備の電気通信設備の機能を代替することとなっていた予備の電気通信設備を含む。）へ速やかに切り替えることができなかった事態

〔3〕〔5〕 同上

〔新設〕

〔新設〕

〔ハ〕 同上

〔二〕 同上

附 則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。